

浅口市畠地かんがい施設条例の一部を改正する条例

令和7年12月22日

条例第42号

浅口市畠地かんがい施設条例(平成18年浅口市条例第145号)の一部を次のように改正する。

第20条に次の1項を加える。

2 市長は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。